

報道発表資料

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（全管版）

令和7年12月

熊本国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

IV 調査事例

[連絡先]

熊本国税局 国税広報広聴室

096-354-6171（内線6105、6106）

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、**調査等合計件数及び非違件数は過去10年間で最高を記録**
- ・ 「実地調査」については、**申告漏れ所得金額の総額、追徴税額の総額、1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額が増加**
 - ・ 「簡易な接触」については、**件数及び非違件数が増加**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、23,435件（前事務年度17,470件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は12,752件（同8,991件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、1,318件（同1,363件）。うち、特別調査・一般調査が1,054件（同1,131件）、着眼調査が264件（同232件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、22,117件（同16,107件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、233億6千9百万円（同269億1千万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、144億5千2百万円（同142億3千2百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは140億2千8百万円（同135億3千7百万円）、着眼調査によるものは4億2千4百万円（同6億9千5百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、89億1千7百万円（同126億7千9百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、31億3千万円（同37億2百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、25億3千7百万円（同24億9千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは24億9千2百万円（同24億2千2百万円）、着眼調査によるものは4,500万円（同7,200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、192万円（同183万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、5億9千3百万円（同12億9百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
項目	件										
調査等件数	件	1,131		232		1,363		16,107		17,470	
		1,054	93.2%	264	113.8%	1,318	96.7%	22,117	137.3%	23,435	134.1%
申告漏れ等の非違件数	件	1,028		128		1,156		7,835		8,991	
		927	90.2%	113	88.3%	1,040	90.0%	11,712	149.5%	12,752	141.8%
申告漏れ所得金額	百万円	13,537		695		14,232		12,679		26,910	
		14,028	103.6%	424	61.0%	14,452	101.5%	8,917	70.3%	23,369	86.8%
追徴税額	本税	百万円	2,001		63		2,064		1,088		3,151
			2,041	102.0%	39	61.9%	2,080	100.8%	586	53.9%	2,666
	加算税	百万円	421		9		430		121		550
			450	106.9%	6	66.7%	456	106.0%	8	6.6%	464
	計	百万円	2,422		72		2,493		1,209		3,702
			2,492	102.9%	45	62.5%	2,537	101.8%	593	49.0%	3,130
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,197		299		1,044		79		154
			1,331	111.2%	161	53.8%	1,097	105.1%	40	50.6%	100
	追徴税額	万円	177		27		151		7		18
	本税		194	109.6%	15	55.6%	158	104.6%	3	42.9%	11
	加算税	万円	37		4		32		0.7		3
			43	116.2%	2	50.0%	35	109.4%	0	0.0%	2
	計	万円	214		31		183		8		21
			236	110.3%	17	54.8%	192	104.9%	3	37.5%	13
											61.9%

注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、545件（前事務年度358件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、391件（同318件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、30億9千9百万円（同37億3千7百万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

事務年度等 項 目	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調 査 等 件 数	件 358	件 545	% 152.2
土地建物等	319	508	159.2
株式等	39	37	94.9
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 318	件 391	% 123.0
土地建物等	283	361	127.6
株式等	35	30	85.7
③ 非 違 割 合 (② / ①)	% 88.8	% 71.7	ポイント ▲ 17.1
土地建物等	88.7	71.1	▲ 17.7
株式等	89.7	81.1	▲ 8.7
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円 3,737	百万円 3,099	% 82.9
土地建物等	2,620	2,716	103.6
株式等	1,117	383	34.3
⑤ 1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	万円 1,044	万円 569	% 54.5
土地建物等	821	535	65.1
株式等	2,865	1,035	36.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等合計の追徴税額の総額が過去10年間で最高を記録
 - ・ 「実地調査」については、件数、非違件数及び追徴税額の総額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数、非違件数及び追徴税額の総額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、10,104件（前事務年度7,230件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は5,712件（同4,207件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、872件（同851件）。うち、特別調査・一般調査が693件（同716件）、着眼調査が179件（同135件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、9,232件（同6,379件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、13億2千8百万円（同12億6千5百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、9億6千6百万円（同9億4千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは9億1千5百万円（同9億1千1百万円）、着眼調査によるものは5,100万円（同3,200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、111万円（同111万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、3億6千2百万円（同3億2千2百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計						
		特別・一般		着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比					
調査等件数	件	716	693	96.8%		135	179	132.6%	851	872	102.5%	6,379	9,232	144.7%	7,230	10,104
申告漏れ等の非違件数	件	627	601	95.9%	108	151	139.8%	735	752	102.3%	3,472	4,960	142.9%	4,207	5,712	135.8%
追徴税額	本税	747	746	99.9%	25	43	172.0%	772	789	102.2%	313	351	112.1%	1,085	1,139	105.0%
	加算税	164	169	103.0%	7	8	114.3%	170	177	104.1%	10	11	110.0%	180	188	104.4%
	計	911	915	100.4%	32	51	159.4%	943	966	102.4%	322	362	112.4%	1,265	1,328	105.0%
一件当たり	本税	104	108	103.8%	19	24	126.3%	91	90	98.9%	5	4	80.0%	15	11	73.3%
	加算税	23	24	104.3%	5	5	100.0%	20	20	100.0%	0.2	0.1	50.0%	2	2	100.0%
	計	127	132	103.9%	24	29	120.8%	111	111	100.0%	5	4	80.0%	18	13	72.2%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

II トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の2.2倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人などの「富裕層」に対しては、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、509万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の236万円に比べ、2.2倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,280万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の236万円に比べ、5.4倍となっています。

- 令和6事務年度においては、23件（前事務年度22件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,836万円（同1,210万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,331万円（同1,197万円）に比べ、2.9倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は8億8千2百万円（同2億6千6百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は1億1千7百万円（同1億4千6百万円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	22	23	104.5%	
申告漏れ等の非違件数	件	18	20	111.1%	
申告漏れ所得金額	百万円	266	882	331.6%	
追徴税額	百万円	146	117	80.1%	
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,210	3,836	317.0%	
追徴税額	万円	663	509	76.8%	

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
1,054
927
14,028
2,492
1,331
236

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	5	6	120.0%	
申告漏れ等の非違件数	件	4	5	125.0%	
申告漏れ所得金額	百万円	288	734	254.9%	
追徴税額	百万円	115	77	67.0%	
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	5,752	12,235	212.7%	
追徴税額	万円	2,291	1,280	55.9%	

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
1,054
927
14,028
2,492
1,331
236

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の1.3倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対しては、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、316万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の236万円に比べ、1.3倍となっています。

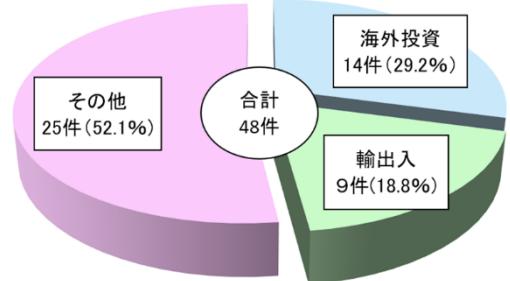
- 令和6事務年度においては、48件（前事務年度29件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は12億5百万円（同7億1千1百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は1億5千2百万円（同1億8千7百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

【取引区分別の調査状況】

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	29	48	165.5%
申告漏れ等の非違件数	件	26	37	142.3%
申告漏れ所得金額	百万円	711	1,205	169.5%
追徴税額	百万円	187	152	81.3%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	2,452	2,511	102.4%
一件当たり追徴税額	万円	644	316	49.1%

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
1,054
927
14,028
2,492
1,331
236



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 2 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 3 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1及び2に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の1.4倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経渉活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経渉活動を総称した経渉活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は328万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の236万円に比べ、1.4倍となっています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては31件（前事務年度30件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,372万円（同1,323万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は4億2千5百万円（同3億9千7百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は136万円（同254万円）となっています。また、追徴税額の総額は4,200万円（同7,600万円）に上ります。

＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

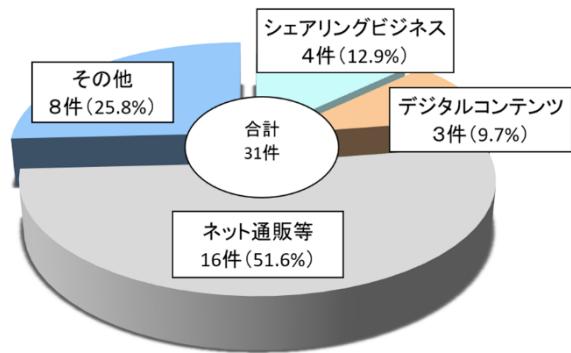
- 令和6事務年度においては、30件（同16件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,187万円（同2,653万円）となっています。また、申告漏れ所得金額は3億5千6百万円（同4億2千5百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は9,800万円（同1億5千9百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		30	31	103.3%
申告漏れ等の非違件数	件		26	23	88.5%
申告漏れ所得金額	百万円		397	425	107.1%
追徴税額	百万円		76	42	55.3%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円		1,323	1,372	103.7%
一件当たり追徴税額	万円		254	136	53.5%

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体	
1,054	
927	
14,028	
2,492	
1,331	
236	

【取引区別の調査状況】



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		16	30	187.5%
申告漏れ等の非違件数	件		14	24	171.4%
申告漏れ所得金額	百万円		425	356	83.8%
追徴税額	百万円		159	98	61.6%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円		2,653	1,187	44.7%
一件当たり追徴税額	万円		995	328	33.0%

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体	
1,054	
927	
14,028	
2,492	
1,331	
236	

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス
民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ
アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等
ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 その他
1～3に該当しない経渉活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～所得税無申告者に対する1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の1.8倍～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は5億6千8百万円、1件当たりの追徴税額は433万円となっています。
- また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による1件当たりの追徴税額は228万円となっています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、131件（前事務年度177件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,475万円（同2,250万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,331万円（同1,197万円）に比べ、1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は32億4千2百万円（同39億8千2百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は433万円（同357万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の236万円（同214万円）に比べ1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は5億6千8百万円（同6億3千2百万円）に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、180件（同271件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は228万円（同210万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の132万円（同127万円）に比べ1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は4億1千1百万円（同5億6千8百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

＜所得税＞

事務年度等 項目	5事務年度	6事務年度	対前年比	
			調査件数	件
調査件数	177	131	74.0%	
申告漏れ所得金額	百万円	3,982	3,242	81.4%
追徴税額	百万円	632	568	89.9%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	2,250	2,475	110.0%
一件当たり追徴税額	万円	357	433	121.3%

＜消費税＞

事務年度等 項目	5事務年度	6事務年度	対前年比	
			6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調査件数	271	180	66.4%	1,054
追徴税額	百万円	568	411	14,028
1件当たりの追徴税額	万円	210	228	2,492
				1,331
				236
				693
				915
				132

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告者に対しては、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者への調査状況＞

- 令和6事務年度においては、20件（前事務年度21件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は140万円（同49万円）となっています。
また、追徴税額の総額は2,805万円（同1,037万円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		21	20	95.2%
申告漏れ等の非違件数	件		19	13	68.4%
追徴税額	万円		1,037	2,805	270.5%
1件当たり追徴税額	万円		49	140	285.7%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の還付申告への対応

～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付申告者に対しては、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、AIの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

＜所得税の不正還付申告書の課税処理の状況＞

- 令和6事務年度においては、15件（前事務年度6件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は94万円(同73万円)となっています。
また、追徴税額の総額は1,404万円（同438万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		6	15	250.0%
追徴税額	万円		438	1,404	320.5%
1件当たり追徴税額	万円		73	94	128.8%

調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位 1	一般貨物自動車運送	2,672	323	18
2	一般海面漁業	2,512	399	-
3	スナック	2,427	368	-
4	土木工事	1,992	302	-
5	林業	1,850	195	19
6	防水工事	1,703	239	12
7	冷暖房設備工事	1,628	235	-
8	建築工事	1,595	225	10
9	生命保険外交員	1,546	398	-
10	自動車販売・整備	1,528	127	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの
申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その
順位を記載している。